諮問庁：北九州市長
諮問日：令和７年１２月１０日（諮問第９３号）
答申日：令和８年９月２８日（答申第９３号）

答　申　書

第１　審査会の結論

本件審査請求の対象となった保有個人情報について、不開示とされた担当者氏名等のうち、本件開示請求書に記載された相談員については、「消費生活相談情報」及び「消費生活相談情報（メモ）」に記載されている当該相談員の名字「Ａ（開示請求書の「開示請求に係る保有個人情報の内容又は当該情報が記録されている行政文書の名称」の欄の２行目１９～２０文字目に記載のある名字。以下「Ａ」という。）」は開示すべきである。その他の部分を不開示とした処分は、妥当である。

第２　審査請求人の主張

１　審査請求の趣旨

令和７年７月１０日付け北九総安消第６０４号で北九州市長（以下「処分庁」という。）が決定した保有個人情報一部開示決定処分（以下「本件処分」という。）を取消し、全文開示を求める。問いの回答説示ができない不確かな記述や悪意的記載等恣意的と疑われるような記載を削除するとの裁決を求める。

２　審査請求人の主張の要旨

審査請求人の主張は、概ね次のように要約される。

⑴　行政文書開示請求であれ個人情報開示請求であれ、行政機関の職員が職務上作成し又は取得した文書、図画及び電磁的記録を含めたもので当該行政機関の職員が組織的に用いるものとして当該行政機関が保有しているものを云う。（公文書等の管理に関する法律（平成２１年法律第６６号。以下「公文書等管理法」という。）第２条各項関係）同法の定義を大前提とするならば、行政文書に虚偽記載があってはならないは言をまたない。この虚偽記載の記録が職員の意図・故意によるものか、過失によるものかは関係ないと思料する。

⑵　相談における記録ではなくて後ろから遡ってあたかも符合するような記載内容であるから不自然な点が散見される。余りにもデタラメに作成した文書は公文書等管理法第２条の定義で云う行政文書とはいえないのではないか。職員の感情に任せて好き勝手な内容がまかり通るならば、文書全体の信頼性を揺るがす行為を北九州市が容認するに等しく、北九州市民に関する行政文書も真実・正確なものとはいえず、刑法（明治４０年法律第４５号）第１５６条に抵触するのではな

いかと思料する。行政文書における虚偽記載は、北九州市が発出する情報への信頼性を著しく損なう行為というほかない。これを知り得ていながら訂正しないはなおさら悪質というもの。

⑶　法律の規定は、人の命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報は開示の対象とすることを定めている。法規定は、開示によって得られる利益が開示することによって生じる不利益よりも大きい場合に文書を開示すべきことを定めた法規定と理解すべきである。（行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成１１年法律第４２号）第５条第１号）

したがって、一部開示決定通知書記載の要件該当性は否定される。

⑷　「８月１６日相談者来所」と記載している相談記録のページには、「文書２枚を受領したと一筆書いてもらえないか」と要請されたとの記載があるが、この２枚は何故開示が不可なのか。令和４年１０月２８日付書留郵便文書は開示されているにも関わらず、である。この記載は、令和７年７月１６日付及び同年８月１８日付審査請求理由書において繰り返し明記も全く回答は無いまま放置し続けている。文書不存在で保有していないならば、その旨を合理的に説示すれば良いだけのことである。それが何故、個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号。以下「法」という。）第７８条第１項第２号を用いて不開示となるのか。処分庁の説明に理由が無いことは明らかである。

⑸　相談記録の一部に客観的虚偽記載がある。意図的な変造若しくは虚偽と知り得ていながらの記載ならば、刑法第１５６条抵触とならないかと提起し続けていたものである。この不法行為を指摘した市民に対し居丈高になるのではなく事実確認して虚偽が判明すれば正しく訂正するのが行政機関の執るべき所為ではないか。虚偽であれ誤認であれ客観的事実の存在を知り得ていながらこれを放置するは、北九州市における行政文書全ての信頼性、信憑性を著しく損ねる。

第３　処分庁の主張

１　処分庁の主張の要旨

処分庁の主張は、概ね次のように要約される。

⑴　本件処分は、法第７８条第１項第２号に該当するとして、一部について不開示決定を行っている。

⑵　一部不開示とした部分は、いずれも消費生活センターの消費生活相談業務に従事する相談員（公務員の身分を有しない。）の氏名が記載されている。その氏名は、法第７８条第１項第２号の「開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの」に該当する。したがって、本件処分は適法である。

⑶　審査請求書には、審査請求人の主観的な要望を羅列しているものであるため、特段反論を行う必要性はない。

２　結論

以上のとおり、本件処分が適法であることは明らかであるから、本件審査請求を棄却するとの裁決を求める。

第４　審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、審議を行った。

①　令和７年１２月１０日　　諮問の受付
②　令和８年　５月　７日　　審議
③　令和８年　６月２３日　　処分庁からの意見聴取、審議
④　令和８年　７月２７日　　審査請求人の口頭意見陳述、審議
⑤　令和８年　８月２５日　　審議
⑥　令和８年　９月１７日　　審議

第５　審査会の判断の理由

当審査会は、本件審査請求の対象となった本件保有個人情報の一部開示決定について、処分庁及び審査請求人の主張を検討した結果、以下のとおり判断する。

１　本件開示請求に係る保有個人情報について

本件開示請求に係る保有個人情報の内容は、以下のとおりである。

請求者がＲ５年８月４日（月）１４：２７～１６：２０頃迄、小倉北区役所内消費生活センターでＡ係員に対し相談した記録の全て。

処分庁は、「本件開示請求を受けて、文書を特定する作業を行ったところ、令和５年８月４日には該当する相談記録が存在しなかったが、同年８月１４日及び同年８月１６日に審査請求人に係る相談記録が存在したため、当該相談記録を開示文書として特定したものである」と説明している。

２　関係する法令について

⑴　法第７８条柱書について

法第７８条柱書は、「行政機関の長等は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下この節において「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない」と規定する。

⑵　法第７８条第１項第２号（開示請求者以外の個人情報）について

法第７８条第１項第２号本文は、「開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の特定の個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を不開示情報としている。ただし、次に掲げる情報を除くとして、同号イ「法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」、同号ロ「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」、同号ハ「当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」が規定されている。

３　本件保有個人情報の不開示部分の法第７８条第１項第２号の該当性について

処分庁が、法第７８条第１項第２号に該当するとして不開示とした部分は、いずれも消費生活相談業務に従事する公務員の身分を有しない相談員の氏名及び役職名並びに上下水道センターの名札をつけた男性の氏名である。

審査請求人は開示請求書において、「Ａ係員」、「Ａ様」と具体的な相談員の名字を記載しており、これを受けて処分庁は、当該相談記録を請求に係る文書として特定している。実際に、開示した文書の「相談受付者」等の欄には、これと同一の名字（「Ａ」）の相談員の記載があることを当審査会において確認している。

そうすると、審査請求人は、相談の際に相談担当者から名字（「Ａ」）を聞いて、相談担当者の名字が「Ａ」であることを分かっていたと考えられ、その意味では相談担当者の名字（「Ａ」）は既に開示された個人情報と評価できるため、これを改めて不開示にする合理的理由はないことから、相談担当者の名字（「Ａ」）については、開示するのが妥当である。

その他の相談員の氏名及び役職名並びに上下水道センターの名札をつけた男性の氏名については、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるため、同号本文に該当し、また、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められることから、不開示とするのが妥当である。

４　審査請求人の主張について

⑴　審査請求人は、「８月１６日相談者来所」と記載している相談記録のページには、「文書２枚を受領したと一筆書いてもらえないか」と要請されたとの記載があるが、この２枚は何故開示が不可なのかと主張している。

この点について、処分庁に確認したところ、これは令和４年１０月２８日付けで審査請求人から独立行政法人都市再生機構宛に差し出された２枚の文書のことであり、来所があった８月１６日に審査請求人から受け取ったものであるが、本件処分において審査請求人に開示しているとの説明があった。

⑵　また、審査請求人は、相談記録の一部に客観的虚偽記載があり、事実確認して虚偽が判明すれば正しく訂正するのが行政機関の執るべき所為であると主張している。

しかし、本件は、保有個人情報の開示決定等に係る審査請求であり、当審査会の職務は原処分の認定した不開示事由が妥当か否かを審査し、原処分が妥当か否かを答申することであるため、開示請求対象文書の記載内容に虚偽記載があるか否か（記載内容の正確性）については、審議対象とならないことを申し添える。

⑶　審査請求人のその他の主張は、いずれも当審査会の前記判断を左右するものではない。

５　まとめ

以上のとおり、本件保有個人情報につき一部不開示とした原処分について、前記第１のとおり判断する。

北九州市個人情報保護審査会

会長	時　枝　和　正
委員	姜　　信　一
委員	重　永　酉　子
委員	神　原　ゆうこ
委員	川　島　悠　子